

令和2年2月25日

会員代表者 各位

公益社団法人全国有料老人ホーム協会  
理事長 中澤 俊勝

新型コロナウイルス肺炎へのご対応について

会員各位におかれましては、新型コロナウイルスへのご対応につき、日々ご尽力いただいていることと存じます。

会員ホームの一部から、現場でのマスク不足の声を賜っておりますが、全国的に供給数が逼迫しているとのことで、本協会としましては今回は物資支援等が行き届かず、大変心苦しく存じます。製造メーカーが増産を開始したことから、内閣官房では2月19日以降に品薄は解消される、とコメントしましたが、まだ解消に至っておりません。

本協会では引き続き対応に努めてまいります。必要量把握のため、会員各位のマスクの充足状況等をお知らせいただき、他方では厚生労働省に対し要望を行いますので、ご協力を賜りたく存じます。

まず、以下について、ご回答いただきたく存じます。

**A. マスク充足状況についての調査**

(有老協 FAX. 03-3548-1078)

会員法人名

ご担当者名

Q. 貴法人での業務用マスクの不足状況について、3項目のうち該当するいずれかの口にチェックを入れ、その詳細をご回答ください。

現時点で、ホームで必要な衛生用マスクについて、

充足している状況【供給元: \_\_\_\_\_】  
【供給元の本協会への紹介可否: 可・否】

何とか確保できている状況【確保方法: \_\_\_\_\_】

不足している【ホームでの1日必要量:約 \_\_\_\_\_ 枚(職員 \_\_\_\_\_ 名/入居者 \_\_\_\_\_ 名)】

※このページのみ本協会まで、FAXにて至急ご送信ください。

**B. 情報提供**

1. 通信販売事業者の利用

マスクの不足は、特に罹患者が発生した都道府県を中心に広がっており、地域によっては薬局等で出回っているところもあります。そのため、こうした地域の薬局等に直接連絡する方法もあり得ます。ただし、発送を行わないところも多くあります。

ホームの卸元から納入されない場合は、通信販売で購入する動きが見られます。ただし、現時点ではマスクの販売価格は据え置きつつ「送料」で非常に高額な設定を行うところが多いため、ご購入にはご注意ください。

なお、民間のインターネットサイトの中には、都市別の販売状況を情報提供するサイトもあります。

例) ※情報の正確性について、本協会が保証するものではありません。

<https://monokoto.jp/%E3%83%9E%E3%82%B9%E3%82%AF%E5%A3%B2%E3%82%8A%E5%88%87%E3%82%8C/>

## 2. ホームでのマスクの自己作成について

マスクの仕入れが停滞した場合、職員の手でマスクを作成する方法があります。薬局等で二重ガーゼを 100 円ショップや衣料品店でゴムひもを購入することだけで、1枚 10 分から 20 分程度でマスクを作成できます。

仮に平型の不織布が入手でき(工芸店や皮革店)、マスクの間に挟めればより飛沫感染のリスクはとれますが、昔ながらの二重ガーゼのマスクでも一定の効果はあります。1人数枚分を用意できれば、小児用アルコール洗浄剤、洗濯、等で除菌することで、繰り返し使用できるメリットがあります。

市販マスクの品薄状態が続けば、今度はマスクの自作が急増し、作成のための素材が品薄になる可能性がありますのでご注意ください。

作成方法は、インターネットで「布マスクの作り方」などで検索すればいろいろなホームページが出てきております。中には、マスクを切るときの「型紙」がダウンロードできる以下の様なページもありますのでご参考にしてください。

例) <https://atelier.woman.excite.co.jp/creation/39477.html>

## 3. 厚生労働省による情報発信

### (1) 施設における対応の徹底について(介護保険最新情報 Vol.767)の主な内容

—マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。職員、高齢者(以下「職員等」とする。)はもとより、面会者や委託業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者も含めて、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照すること。

### (2) 社会福祉施設等(入所系)における感染拡大の防止について(介護保険最新情報 Vol.768)の主な内容

#### ○職員等について

- 出勤前に各自で体温を計測し、発熱等が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。
- 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。
- 面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

#### ○利用者への対応について

- 高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える者又は妊婦については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。これら以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
- 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(改訂版)」の P50 からのインフルエンザの項での対応も参考としつつ、感染拡大に留意すること。

具体的には、

- ・疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
- ・個室が足りない場合については同じ症状の人を同室とすること。
- ・疑いのある利用者ケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
- ・罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。

など。

- 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応すること。

(3) 社会福祉施設等(入所系を除く)における感染拡大の防止について(介護保険最新情報 Vol.769)の主な内容

○利用者について

- 一社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車へ乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
- 一過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。
- 一発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等(以下「居宅介護支援事業所等」という。)に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

(4) マスク等の高齢者施設等への供給について(介護保険最新情報 Vol.766)の主な内容

○自治体においては、管内高齢者施設等での各種衛生用品の不足状況を把握すること。

○管内市町村が衛生用品を在庫として備蓄している場合、放出可能なものの放出を検討すること。

なお、医療用マスクについては、医療機関に優先的に放出し、それ以外の種類のマスクについて高齢者施設等に向けて優先的に放出することを検討すること。

※詳細は、[有老協HP](#)をご高覧ください。

以上